

特別の法人 無料職業紹介事業届出書類一覧表 1/2

特別の法律により設立された法人であって厚生労働省令で定めるもの（これを「特別の法人」という。）は、厚生労働大臣に対して届け出ることにより、構成員等を対象として無料職業紹介事業を行うことができる。

特別の法人については、具体的に以下に掲げるものであり、**構成員の数が10以上**のものが該当する。

- ① 農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合、農業協同組合連合会
- ② 水産業協同組合法の規定により設立された漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合、中小企業団体中央会、協同組合連合会
- ④ 商工会議所法の規定により設立された商工会議所、日本商工会議所
- ⑤ 中小企業団体の組織に関する法律の規定により設立された商工組合、商工組合連合会
- ⑥ 商工会法の規定により設立された商工会、商工会連合会
- ⑦ 森林組合法の規定により設立された森林組合、森林組合連合会

提出様式	提出内容	提出部数				備考
		正本	コピー		合計必要部数	
			労働局保留用	事業主控		
提出様式	① 特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第1号の2）	○	○	○	3	
	② 特別の法人無料職業紹介事業計画書（様式第2号）	○	○	○	3	◎
	③ 【取扱地域・職種等を定めて届け出る場合に必要】 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）	▼	▼	▼	3	◎
添付書類	① 定款又は寄付行為 ・原則事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があること（記載がない場合、以下確認書類②の提出が必要） ・定款の条項が変更されているが最新内容の定款を作成していない場合、当該変更に係る株主総会の議事録も添付すること	○	○	-	2	
	② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※原本の提出が必要 ・原則事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があること（記載がない場合、以下確認書類②の提出が必要）	◆	◆	-	2	
	⑤ 職業紹介責任者の住民票の写し ※原本の提出が必要 ・個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍地の記載のあるもの ・中長期在留者にあつては、国籍及び在留資格の記載があるもの ・特別永住者にあつては、国籍及び特別永住者である旨の記載があるもの	○	○	-	2	◎
	⑥ 職業紹介責任者の履歴書 ・写真不要 ・「氏名（ふりがな）」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載（記載例参照） ・「職歴」は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように（例：求職活動、法人設立準備等詳細に記入） ・本籍の記載は不要	○	○	-	2	◎
	⑦ 職業紹介責任者講習会の受講証明書	○	○	-	2	◎
	⑧ 事業所施設に関する書類 ・申請者の所有の場合：建物の登記事項証明書 ・他人の所有の場合：建物の賃貸借（使用貸借）契約書（転貸借の場合：原契約書、転貸借契約書及び所有者の承諾書） ※職業紹介事務所として使用可能であることを確認	◆ ○	◆ ○	-	2	◎
	⑨ 個人情報適正管理規程 ※様式例参照	○	○	-	2	◎
	⑩ 業務の運営に関する規程 ※様式例参照	○	○	-	2	◎

◎印：複数事業所について申請する場合、事業所ごとに作成が必要です。

◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入できる場合は添付を省略することができます。

▼印：該当する場合に提出が必要となる書類です。

次ページへ続く⇒

(R8.4)

特別の法人 無料職業紹介事業届出書類一覧表 2/2

		提出部数					
		正本	コピー		合計必要部数		
			労働局保管用	事業主控			
確認書類	①	現在の役員が選任されたときの総会の議事録	○	○	－	2	
	②	(定款、登記事項証明書に事業目的「職業紹介事業」を行う旨の記載がない場合) 職業紹介事業を行うことについての意思決定機関の書類（総会、理事会等の議事録）	▼	▼	－	2	
	③	役員名簿（任意様式） 役員全員の氏名（ふりがな）、住所が記載されているもの	○	○	－	2	
	④	組合員名簿（任意様式）	○	○	－	2	
	⑤	事業所のレイアウト図 職業紹介責任者の席、個人情報の保管場所（鍵付き保管庫）、個人情報の廃棄方法（シュレッダー等）、ポスト、看板、面談スペース（パーテーション等で囲う場合はその位置と高さ（180cm以上が目安））事業所の面積を記載してください	○	○	－	2	◎

国外にわたる職業紹介を行う場合、以下に係る書類の提出が必要となります。

相手先国に関する書類							
添付書類	①	相手先国の関係法令及びその日本語訳 相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分が必要	○	○	－	2	◎
	②	【取次機関を利用しない場合に必要】 相手先国において国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び外国語で記載されている場合はその日本語訳 ・相手先国において許可等を受けている場合、その許可証・登録証等の写し及びその日本語訳 ・当該国もしくは日本における法律専門家（海外の労働法規等に精通している者）の証明書類と外国語で記載されている場合はその日本語訳	▼	▼	－	2	◎
【取次機関を利用する場合に限る】（上記「相手先国に関する書類」に加えて）取次機関に関する書類							
提出様式	①	取次機関に関する申告書（通達様式第10号）	▼	▼	－	2	◎
添付書類	①	相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類及び外国語で記載されている場合はその日本語訳（許可証・登録証等の写し及びその日本語訳）	▼	▼	－	2	◎
	②	取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書と外国語で記載されている場合はその日本語訳	▼	▼	－	2	◎

◎印：複数事業所について申請する場合、事業所ごとに作成が必要です。

◆印：愛知労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入できる場合は添付を省略することができます。

▼印：該当する場合に提出が必要となる書類です。

◎上記書類の内容によっては、補足資料の提出をお願いする場合があります。